

中 央 防 災 会 議  
防 災 基 本 計 画 専 門 調 査 会  
第 8 回 議 事 録

中央防災会議事務局  
内閣府（防災担当）

中央防災会議「防災基本計画専門調査会」（第8回）議事次第

日 時 平成 14 年 6 月 21 日（金）14：00～15：30

場 所 虎ノ門パストラル 本館 8 階「けやき」

1 開 会

2 挨拶（村井防災担当大臣）

3 議 事

防災体制の強化に関する提言（案）について

4 閉 会

中北参事官 ただいまから防災基本計画専門調査会第8回目の会合を開催させていただきます。

最初に村井防災担当大臣からごあいさつ申し上げます。

村井防災担当大臣 お忙しいところ、大変遅れまして申しわけございません。実は今日、本会議が開かれまして、どうしても外すことができませんで遅れました。申しわけございません。

防災基本計画専門調査会でございますが、昨年10月以来、防災の基本問題につきまして、いろいろ幅広い観点から御議論をちょうだいしてまいりまして、防災体制の強化に関する提言というのをおまとめいただく段取りということになるかと存じます。

最終回ということでもございますので、ひとつ伊藤座長を中心に活発な御議論をちょうだいしまして、これをまた、私どもとしましても、中央防災会議に反映させ、今後の防災施策に役立ててまいりたい。どうぞよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。ありがとうございました。

中北参事官 それでは以後の進行につきましては、座長よろしくお願い申し上げます。

伊藤座長 大臣わざわざごあいさつありがとうございました。本日が予定でございますと、第8回結びの回ということになるかと思えます。したがって、これまで委員の皆様方からの御意見をもとにして、事務局が御苦労なさって、最終の案をつくってまいりました。これについて、また改めていろいろ御意見を伺いたいと思えます。

それでは、説明をお願いします。

中北参事官 説明に先立ちまして、本日の提言の案でございますが、本日またいろいろ御議論いただきまして、その上で発表いたしたいと思えます。ですので、本日のこの案につきましては、途中段階のものということで非公表とさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、報道機関に対しては、別途、今日の御議論をいただいた上で、さらに別の機会をもって発表をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、説明に入らせていただきます。座って失礼をいたします。

本日の提言の案ということでお配りしてございますが、このペーパーは前回のときにいろいろ御議論いただきまして、そういうものを踏まえまして、一たん座長にお目通しいただいた案を各委員にお配り申し上げ、あるいは御説明を申し上げました上で、各委員から御意見をいただいたものを手を加えた形になってございます。今日、これにつきまして、

また活発な御議論をいただきたいと思っております。

数枚めくっていただきまして、1ページというところから入らせていただきたいと思っております。なお、本日はアンダーラインを引いておりますところが、前回と変わったところがございますので、そこを中心に御説明申し上げたいと思っております。

1ページのところでございますが、ここは特段アンダーラインは引いてございません。なお、全般につきまして、語尾のところ、「検討する」といったような表現は、すべて別の表現に変えてございますので、あらかじめ申し上げます。

次に移っていきまして、2ページのところ、「提言の背景」でございますが、ここにつきましても、特段変更いたしておりません。最近の状況を含めた背景を書いているところでございます。

その次のページでございますが、3ページ、一番上のところに線が幾つか引いてございますが、実質的に変わっているわけでは全くございません。それから、下の方で1)の、真ん中辺をちょっと過ぎたところでございますが、「例えば」という表現が入ってございますが、これは前回のときに今井通子委員から御意見をいただいたものを取り入れたものでございます。

それから、次の4ページでございますが、ここも一、二アンダーラインを引いてございますが、実質全く変わってございません。意味内容、程度等も全く変わってございませんので、説明を省略いたします。

それから5ページ、こちらのところにつきましても全く変わってございません。実動部隊の体制強化から組織体制強化、法令等の再点検等変わってございませんので、説明を省略いたします。

次の6ページにつきましても、4分の3あたりのところでアンダーラインを引いてございますが、ここも実質内容は全く変わってございません。ここもアンダーラインは不要かと思う程度のお話でございますので、説明を省略いたします。

引き続いて7ページにつきましても、ここは全く変わってございません。地域防災計画の実効性の確保等の文章でございますが、変わってございません。

8ページでございます。ここは実質的にちょっと入ってございます。8ページの上段のアンダーラインのところに、「なお、この事項については、新たに専門家や関係者の間で議論する場を設け、幅広い観点から早急に検討し、早急に施策の具体化を図る必要がある。」前回、お示しいたしました最初のところで少し書かせていただいておりますが、前回から申し上げておりますように、本専門調査会で、事項につきまして問題の提起をし

ていただき、方向性を示していただいた上で、幾つかにつきましては、それぞれまた別の場で、さらに具体化の詳細を詰めるための場を設けさせていただきたいと申し上げておりましたが、この防災情報体制の関係につきましては、そういう意味で、別途その問題に絞って議論する場を設けてという意味を書かせていただいております。

それからそのすぐ下に、「防災対策上ニーズを踏まえ」ということにつきましては、廣井委員からいただいた意見をこういう形で反映しているものでございます。最先端の研究は当然ながらニーズを踏まえてということでございますが、そういうことをきちんと入れたものでございます。

それから、次のページでございます。9ページでございますが、ここも前回ちょっと副詞的な文言が入ってありましたのをカットしただけでございます、意味内容は全く変わってございません。

それから、10ページの報道機関等の連携等々、防災マップの作成周知、ここも前回と変わってございませんので、説明を省略いたします。

11ページのところでございますが、「住民及び企業の防災・危機管理意識の向上」の1) 自助努力の必要性のところ、真ん中辺に「また、行政も住宅等の耐震化に対する支援措置を拡充するなど、自助努力を促進するべきである。」これは、前回のときに藤吉委員等から耐震化の支援措置、そういうことをきちんと文章に入れるべきではないかという御指摘をいただきましたので、そういうものを踏まえて、御趣旨に沿って直したものでございます。

それから次に、12ページをお開きをいただきたいと思います。12ページの下から七、八行目のところでございますが、今日御欠席でございますが、前回、土岐委員から神社、仏閣などの歴史遺産等の対策ということの必要性の御意見をちょうだいいたしましたので、そういうものを入れてございます。

それから、次にめくっていただきまして、13ページのところの のところで企業の防災・危機管理を評価する社会システムの構築ということで、実はここが「検討すべきである」という文言であったところでございます、「講じるべきである」というふうに変わっているところでございます。

それから、めくっていただきまして、14ページ「防災・危機管理に関する人材の育成」のところでございますが、上から五、六行目のところ、これにつきましても、先ほどの防災情報のところと同じでございますが、さらに詳しく詰めるべきところという意味で、「専門家や関係者の間で議論する場を設け、以下に示すような総合的な人材育成プログラ

ムの創設等について、早急の施策の具体化を図る必要がある」ということで同様の趣旨でございます。

それから、14ページの上から5分の3あたりのところに、「十分配慮する必要がある」という言葉で、これも前回「検討」であった部分でございます。

それから、ページをめくっていただきまして、15ページでございますが、「防災・危機管理に関する人材の活用」のところ、これも「構築する必要がある」、これは前回「検討」でございました。

それから、4)の防災教育の推進という一番下のところ、「推進する必要がある」、これは実質全く変化してございません。「こと」という言葉がなくなったというだけの話でございます。

それから、前回一番御議論いただきました16ページ以下が「被災者支援の充実」、これらについては最初から申し上げます。

前回の専門調査会のときに、各委員からいろいろ御意見をいただきまして、委員のお考えを反映した格好の、委員の方で文章を書いていただくというお考えが示されまして、それをベースに、そういうことで文章が変わってございます。ただ、前回のときに委員からいただいた意見も、被災者の支援についていろいろな角度から、若干その方向性については、各委員のいろいろな意見があったと思います。ということで、今回、座長の御了解をいただいて、本日の案を提示させていただいているものでございますが、先ほどの繰り返しでございますが、またいろいろと活発に御議論をいただきたいと思っております。

内容を申し上げます。一番上からでございますが、上から4行目あたりの今後、財源に関する問題、公平性の確保、支援施策の制度化、透明性の確保、情報提供の充実など、様々な観点を十分の勘案しつつ、被災者支援の充実に向けた具体的方策を確立すべきだと。前回、ややこれに近い文章でございましたが、それを多少わかりやすく表現したものでございます。

1)生活再建のあり方の 現行制度と従来経緯、これは今後の方向性というのではなくて、従来からの検討経緯の主なものをここに列挙したというものでございまして、被災者生活再建支援法の制定当時の衆議院の災害対策特別委員会で附帯決議の中で、法律施行5年を目途として検討してということが書いてございますので、そういう事実を記載いたしました。また、被災者の住宅再建という関係につきましては、御案内のとおり、阪神・淡路大震災以降、様々な場で議論をされておるわけでございますが、先ほど申し上げました被災者生活再建支援法の附則の第2条において、「自然災害により住宅が全半壊した世

帯に対する住宅再建支援の在り方については、総合的な見地から検討を行うものとし、そのために必要な措置が講ぜられるものとする。」という条文になっているわけでございますが、それを受けて旧国土庁時代でございますが、設けられました「被災者の住宅再建支援の在り方に関する検討委員会」が平成 12 年 12 月に、廣井先生に委員長になっていただいておりますが、報告書をまとめたという事実を書いております。こういうように、被災者の支援の問題と住宅の再建の問題が一体的に議論をされてきた経緯があるということでございます。

その次の 17 ページ、ここが核心の内容になるかと思いますが、「被災者の生活再建支援の充実」ということです。最初に読ませていただいて、その後、ちょっと補足をさせていただきたいと思っております。

被災者の生活再建支援については、国や地方公共団体などそれぞれの役割分担を踏まえながら、被災者生活再建支援法の見直しを含め、被災者のニーズに適合した支援策の一層の充実を図る必要がある。

また、安定した居住の確保は、被災者の生活再建を支援する上で最重要課題の一つである。

しかし、私有財産である個人の住宅が全半壊した場合に、国が責任を持ってその滅失財産の補填を公費で行うということは、持家世帯と借家世帯との公平性が確保されるか、自助努力で財産の保全を図る意欲を阻害しないかなどの問題がある。これに対する備えとしては、地震保険や共済制度への加入により対処することが基本であり、政府としても加入の促進を支援する必要がある。

行政としては、被災者の生活再建を支援するという観点から、住宅の所有・非所有に関わらず、住宅の再建・補修、賃貸住宅への入居等に係る負担軽減などを含めた総合的な居住確保に対して支援していくことが重要である。政府は、都道府県や関係機関と調整の上、生活の再建にあたって必要となる家財道具の調達等に対する現行の支援に加えて、安定した居住の確保のための支援策を講じるべきである。

先ほど申し上げましたように、被災者生活再建支援という法律が 4 年前にできる时候にも、住宅再建等を一体としている御議論をされてきたという流れの中で、ここでも安定した居住の確保ということ。別の言い方をすれば、被災された後、きちんとした居住の空間をきちんと確保するという事は、行政としても最重要な課題の一つであって、そのときに、私有財産である個人の住宅を滅失したから、滅失財産の補填を公費で行うということについては、前回の専門調査会でも、それはおかしいのではないかという御議論が強

くあったというふうに意識をいたしまして、このような文章になってございます。ただ、先ほども申しましたように、住宅の所有とか非所有にかかわらず、住宅の再建・補修、賃貸住宅の入居と幅広い被災者の生活再建の中の一つとしての居住確保対策として支援していくということも一方で重要であろうというような御意見もございまして、そういうことを踏まえて書いてございます。

なお、一番下の家財道具の調達等に対する現行の支援というのは、現行の被災者生活再建支援法が全壊等で家を出ざるを得なかった方に対して、家財道具等の関係を中心に100万円の支給金をお渡しできるという制度になっておる。そのことを表現するものでございます。これにつきましては、その前の案でございまして、各委員に御意見をいただきまして、いろいろ意見を提出していただきました方については、いろいろ御相談をさせていただきました。今日、御欠席の中では、前回、口火を切られたのが石川知事であったと思いますが、静岡県石川知事には、本件の案は一応わかった、了解というふうにおっしゃっていただいております。

それから、2)でございまして、災害救助段階における被災者の支援のあり方、これにつきましては、「生活様式の多様等を踏まえ」といったことを書いてございまして、こういう現実をきちんと書くべきであろうと廣井委員の方からも御指摘をいただきましたので、そのように書いてございます。それから一番下に「提示」というところにラインを引いてございまして、ここは「検討」であった部分でございまして。

次の18ページでございまして、「居住の確保」のところでは「活用するために家賃負担の軽減策の導入など」、これは廣井委員からいただいた意見を踏まえて直したところでございます。

それから、3)支援策に関する情報提供の充実、これは実質変わってございませぬ。それから、4)の長期避難の関係、この関係につきましては、現在、実際問題として三宅島の噴火災害の関係について記述してございまして、一番下の五、六行、ずっと線を引いてございまして。「避難生活時に加えて、一時帰宅時、帰島時及び帰島後の支援について、災害保護の観点から現行制度の更なる活用」に加えて、「既存制度の見直し、新たな制度の創設を含め、総合的な検討を行い、その充実を図る必要がある」という既存制度の見直しとか、新たな制度の創設といったことで、これも廣井委員から御意見をいただいたものを反映させたつもりでございまして。「また」以下2行を線を引いてございまして、實際上、中身は変わってございませぬ。アンダーラインは必要のないぐらいの部分でございまして。

その次のページでございまして、「中央防災会議による防災行政の一層の推進」のこ



るので、下半分でございますが、2)の部分、この部分は前回調整中ということで文章を載せておりませんでしたので、今回は一応アンダーラインを引いてございます。ただ、書いておりますことは、中央防災会議を中心にして、本提言の中身の実施状況を今後も点検し、フォローアップを実施していく必要があるということを書いてあるということでございます。

ちょっと雑駁な説明でございましたが、御説明は以上でございます。

**伊藤座長** それでは、いろいろ御発言もぜひお願いしたいと思います。どこからでも結構でございます。

**石原委員** 廣井先生の修正案ということですが、18ページのところの下のアンダーラインが引いてある「今後、避難生活時に加え」というところから始まるんですが、その2行目の「災害保護の観点」のちょっと「災害保護」という言葉に少しなじみがないんですけども、どういうことを指しているのでしょうか。

**中北参事官** 法令用語に入っているわけではございませんが、災害に遭われた方というのは、通常の方と比べて、全く自らの責めに帰すべからざる事由によって、あるとき急に非常に大きなダメージを受けられるということから、いろいろ既存制度なんかの適用も含めまして、ものを考えるときに、災害保護といえは特別な視点といいますか、災害の保護なんだという視点を当ててものを考えていこうということかと思っておりますが、不十分でございましたら、廣井先生の方からおっしゃっていただく方がいいかもしれません。

**廣井委員** 災害が長期化したときに、生活困窮する人たちがいるわけですけど、そういう方たちを福祉生活で対応するとなると生活保護なんですよ。ところが、生活保護というのは、預貯金を全部取り崩す、それから住宅以外の土地・家屋も手放す、生命保険も解約しなければいけないというようなことで、そういう条件が整っていないと生活保護が受けられない。ところが災害の被災者というのは、例えば三宅島の方々等を考えますと、今までは優良な納税者だった。島に帰って復興すれば、また優良な納税者になる。復興のための原資というのはある程度残しておかなければいけないわけですね。そうすると生活保護を受けるとなれば、とにかく貯金もすべてなくなってしまうわけですから、島へ戻った後も生活保護を受ける可能性が高いわけですけども、そこを少し弾力的運用と言ってはまずいかもかもしれませんが、預貯金は、例えば数百万円まではいいよとか、生命保険は解約しなくてもいいですよとか、そういう災害被災者の特例措置ですね。それを災害保護というふうに呼んだらどうかということであります。

**石原委員** わかりました。そういうのが共通の認識ならばいいのですが、もしかしたら

コメントが要るのかなというふうに思った。そういう意味です。

廣井委員 共通の認識ではないと思います。

伊藤座長 コメントをつけますかね。今の先生のリファレンスで。ありがとうございます。参事官ね、基本的に2つの言葉があるんだ。「必要である」と「すべきである」と、どっちが強いんですか。

中北参事官 どちらが強いというつもりではございません。そのときの用語の不統一かもしれない。考え方として、どちらかを強めようとか、どちらかを弱めようとかというつもりで書いているわけではございません。

伊藤座長 よく役人は、我々、わからないからね。

中北参事官 そういう手練手管は劣しております。前回しかられましたので、そのようなことは一切考えておりません。以上でございます。

伊藤座長 それでは、素直に。あとは文体をどうきれいにするかというだけの話ですね。どうぞ。

澤田委員 最初は質問だけなんですけれども、「行政」という言葉と「政府」という言葉が同じ文章の中に出てきたりするんですね。例えば、17ページがまさにそうなんです、それから一方、11ページでは、アンダーラインが引いてある真ん中ぐらいですね。「また、行政も住宅等の耐震化に対する支援措置を拡充するなど、自助努力を促進するべきである」と。この場合の行政というのは、国及び地方団体なのか、あるいは、この「4 住民及び企業の防災・危機管理意識の向上」という、住民という大きなタイトルのところなものですから、地方自治体のことを言っているのか。17ページはさっき言ったように、「行政としては」とか、あるいは「政府は」と使い分けてあるような、使い分けていないような、その辺がどうもはっきりしないんですが、どういうふうに理解したらいいのかということをお聞きしたいと思います。

中北参事官 行政という場合に、いわゆる政府以外の地方公共団体の部分も意識して書いたつもりでございます。今、澤田委員の御指摘があった、例えば11ページのところでございますが、自助努力の支援という意味でたまたまここに書いてございますが、この行政というのは、国も政府も地方公共団体もというつもりで表現されていると理解しております。それから、「政府は」と書いてあるところについては、地方公共団体を含まない政府というつもりで書いてございますが、もしかして、どこか整理が不十分なところがあるかもしれませんが、再度点検をいたしますが、考え方としては、そのように分けて書いたつもりでございます。

伊藤座長 政府は国家、国ね。行政は国家プラス地方政府、そういうことね。

中北参事官 そのようなつもりで書いてございます。

伊藤座長 こういうのははっきりして、そして語った方がいいですね。

中北参事官 わかりました。そこはもう一度文言を整理します。

伊藤座長 さっきの災害保護とか、ターミノロジーをきちっとしておいた方がいいですね。重川委員どうぞ。

重川委員 前回から一番大きく変わっているところで6の「被災者支援の充実」というところで、ちょっと意見を申し上げたいことがあります。実はここについては、いろいろ言うんだったら、ちゃんと原案をつくれと、前回、伊藤先生に言われておりまして、そう言いながら、いろんな先生方の御意見でこういう原案が出てきまして、どうしても復興とか被災者支援にという話になると、つい近視眼的な発想になってしまうものですから、少し身を引いてもう一遍これを読み直してみました。そうしたときに一番強く感じましたので、阪神・淡路大震災でもそうだったんですけれども、災害救助とか復旧、それから復興でも、特にまちづくりとか、ハードな復興ということについては、震災復興、戦災復興を含めまして、戦後の風水害、その蓄積でもっているいろんなノウハウがあるんですが、今の都市部での大規模災害後の復興、それから、特に震災のときに問題となったまちの復興だけでなく、人々の暮らしの再建という重要な課題については、やはりきちんとしたグラウンドデザインをまだみんな共通に持っていないというところが一番大きな問題だと思うんです。

どうしても近視眼的に、困っているから、今までの対策では足りないのはわかっていると。ただ、全体のグラウンドデザインがないままに、いろんな要求に応じて対策を出してきたんだけど、ここら辺でもう一遍、被災者とは誰なのか、あるいは被災者を支援する、その支援の目的とか、目標が何なのかということをもみんな共通認識で持たなきゃいけない。その中で国としてやるべきこと、自助努力でやるべきこと、あるいは、ほかのファンドを使ってやるべきことの整理をきちんとやらなければ、議論がかみ合わないままに引きずられていってしまうような気がいたしました。被災者とは誰なのか、あるいは支援というのは何のために、あるいは何を目標にするのかということなんですが、今回出てきている、いわゆる公的な支援で救うべきなのは、自力再建のために自助努力をしようとしている、その意思を持っている人。その人たちの試みを、ただ自分だけではどうしようもない場合には、少し後押ししてあげれば、何とか自力再建に近い形でまた生活再建ができるじゃないか。そこら辺の人たちを、今まで抜け落ちていたところをもう一度クローズアップして

みてはどうか。

当然、自力再建ができない人もいます。高齢者とか社会的な弱者。ただ、その方たちについては既存の社会福祉のいろんな施策があります。これで本当に救えないものなのかどうなのか、その整理をする必要があるかと思えます。やるべき後押し、支援策は何なのか。この中にも出てきますが、既存の対策としては、まず災害救助法で命や当面の社会フロー、生活を守るための対策はとってきています。それから、税、手数料の減免等で資金的な支援もしています。足りないのは、さっき言った被災者の生活再建というところについて我々、経験も持っていなかった。

生活再建とは一体何なんだろう。神戸の震災の後、神戸市が被災者にアンケートをとっているんですが、その中で被災者の生活再建に重要な項目というのが5つあります。1つが住い。2つがまちづくり。3つ目が仕事。4つ目が心と体の健康。5つ目が人と人とのつながり。実は生活再建というのは、16ページの上にも書いてありますように、いろんな被災者のニーズがあって、それに適合した多様な支援策を提示するんだと冒頭に書いていらっしゃるんですが、ここでもわかりますように、いろんな住い、まちづくり、あるいは仕事、心や体の健康の不安に対すること、人とのコミュニケーションのつながりをも保ちたいというニーズ、そういうものが満たされて生活再建というのはなっていく。まさに進んでいくんだということが神戸の被災者の方たちの言葉から出ています。

ですから、こうやって考えると今回のペーパーは、多様な支援をすると冒頭に書いてあるんですが、中を見ますと、生活再建支援金の話と住いの問題にすごく幅が狭められていて、もちろん、それは支援策の幾つかの中で重要なものを占めるものですし、ある意味で何らかの形で充実させていくべきものだと思いますが、その前にもう一遍、被災者支援の枠組みをきちんと整理しておいた方がいいと思います。

最後に、私、個人的には、住宅に対する公的な支援としてどういう方法があるのかと考えたときに、基本的には以前申し上げたことですが、住宅というのを個人の財産であると同時に、社会資本として考える。そのときに災害後に、例えば地域の安全性に役立つ安い住宅、密集地が安全な市街地に生まれ変わる、あるいは快適性とか、緑や水を取り入れた町並みにするとか、あるいは景観も気をつけて、地域計画とかそういうもので個人の財産であるだけでなく、地域のためにもなる。そういう住いの再建をする方に対しては、基盤整備では今いろんなまちづくりのための事業がありますね。それもある意味で住宅を含めた地域の再建のための公的資金の導入なんです。それプラス上物整備のときに、より良いまちが立ち上がる、そのために協力するよという住いの再建に対しては公的支援

の対象にしてもいいのではないか。今まで住んでいたところに好きなように家を建てる、勝手に住んでいく、それでもお金がほしい。これはやはり地震保険とか決して手がないわけではないですから、そちらの方が救ってはどうか。最後は個人的な思いですけれども、そういうふうに考えています。

伊藤座長 ありがとうございます。廣井先生。

廣井委員 私は第1回と2回の委員会に出席させていただいて、最後ということで、ちょっと議論の展開もよくわからないところがありますが、この間お送りいただいた紙と今日拝見している紙を見まして、幾つかあります。特に16ページのところですけど、今の重川さんの話ともかかわるんですけど、冒頭の傍線で「被災者のニーズに適合した多様な支援策」、これは大変重要だということで、そのとおりだと思います。これは細かいことなんですけど、「今後」云々で幾つかの観点が挙げられています。この順番がちょっとおかしいのではないかと思います。財源に関する問題ということは、要するに金がなければやらないよという意味なのかどうかわかりませんので、まず、支援施策の制度化が頭にきて、それで透明性の確保、公平性の確保、情報提供の充実、最後に財源に関する問題、こういうふうな順番がいいんじゃないかなというふうに思います。

今のは細かいことなんですけれども、17ページです。17ページの3つ目のパラグラフ、「しかし」というところなんですけれども、ここに書かれていることは、ある意味ではそのとおりだと思います。個人住宅の再建は基本的には自助努力でやるべきであると。自力再建であると。そのためにあらかじめ地震保険とか共済制度に加入しておく必要があると。そして、それを行政がバックアップする。これはいいんですけど、先ほど重川さんの話にもありましたけど、自力再建したくてもできない人がいるわけです。阪神の震災なんかを見ますと、高齢者、それから失業者、それから二重ローンを抱えている人、こういう人たちに自力再建をせよと言ってもとてもできない。つまり、この部分は文章的に問題があるのかちょっとよくわからないんですけど、基本的には住宅の再建は自力再建を原則とする。けれども、自力再建が困難な人、不可能な人に対しては、最低限度は公的に支援しなければいけない。その論理は、これも重川さんが言ったように、住宅の再建は地域の再建につながるわけです。さっきの神戸のアンケート調査の結果を見ますと、やはり住いの再建というのが生活の再建にとっても一番重要視されていますし、地域にとってもそうだと思うんです。そういう意味では、ちょっと書き方を、ニュアンスを変えた方がいいんじゃないか。その住宅再建は一体どうするか、公費をどういう文脈で出すかということ、次の「行政としては」のところでもいいと思うんです。つまり、生活再建の一環として、そういう人た

ちの自力再建の困難な人たちに対しては、住宅も含めて生活再建の一環として支援するというので、この2つの文章が余りつながらないんですけれども、今のようなストーリーで行くとつながるかなというふうに思います。それも反対だという委員の先生方がいらっしやったら、また御意見をお伺いしたいと思います。

それから、先ほど生活支援の多様化というふうに言っていましたけど、多様化というからには、もう少し踏み込んだ多様化を具現するような施策というのを書き込んでもらいたいというふうに思います。2)の ですが、ここでは現物支給について支給内容の充実・多様化を図る。現金支給制度を活用する。要するに、これは現行制度を柔軟に運営するという事ですね。だけれども、これは第1回の会合でも申し上げたんですが、昭和20年代の初めにできた災害救助法は、当然、現物支給の原則で当時はよかった。ところが、今、生活様式の多様化というのがここに書かれていますけれども、考えましたら、現物支給を望む被災者の方と現金かバウチャーか知りませんが、そういうのを望む方というわけですね。ですから、現物支給の原則というのはもう見直す時期に入っているのではないかと、できればここに、2行目の真ん中の「より適切な支援を行うため」の次の文章ですが、「現物支給の原則の見直しも含め」というようなことを入れていただければなというふうに思います。

それから、次のページの ですが、これは民間賃貸住宅を活用するための家賃負担の軽減策の導入というのは大変新しいことで、書いていただいてありがたいんですけれども、これは要するに家賃補助のことですね。家賃補助というふうに具体的に書いていただいた方がいいんじゃないかと思うんです。つまり、民間賃貸住宅を活用するための家賃補助などの軽減策の導入と具体的に書いていただければありがたい。書けない事情があるのかもしれないけれども。

それからもう一つは、最後です。これも前に申し上げたと思うんですけど、仮設住宅は大体建築費が300万、撤去費が400万、原則としては2年間で撤去です。言ってみれば、公費の無駄とは言いませんけれども、もうちょっと有効な使い方があり得るかもしれない。そこで、これは前にも申し上げましたけど、仮設住宅に住みたい人という被災者の方には仮設住宅を提供する。仮設住宅ではなくて、当分、避難所暮らしを我慢するけれども、仮設住宅生活を経ないで自宅を再建する、そういう方には仮設住宅建築費相当分のバウチャーを出して、そして住宅再建の原資の一部にする。そんなオプションもあってもいいのかなと思いますので、そういうオプションをお書きいただければありがたいと思います。

伊藤座長 ありがとうございます。

澤田委員 17ページの今の被災者住宅のことですけれども、私は基本的には個人住宅については自助努力で行うべきだと、そのように思います。自助努力の場合に、対応としては2つあって、1つは自ら耐震補強の工事をやるというケースです。もう一つは、工事はやらないけれども、地震保険に加入することによって、家が全半壊したときには、そちらの方からの資金的な手当を期待するという2つの方法があると思います。耐震工事については、これも工事に行くまでには3つの段階を経なければいけないと思うんです。1つは耐震診断、2つ目は耐震設計、3つ目が耐震補強工事であります。多くの自治体は耐震相談というか、耐震診断を公費負担で支援をしているんですが、現実はなかなか笛吹けど踊らずで、受けてくれないというのが実態です。

それはなぜかという理由があるんですが、せっかく公的補助を受けて耐震診断をしてもらっても、診断を受けることに意味がないわけではないんですが、それで終わってしまったのでは、あなたの家は今度大きい地震がきたら壊れますよという判断をもらっても、それだけしか目的が達せないの、耐震設計、耐震補強工事までいかないと安心して生活できない。ところが耐震設計や耐震補強工事まで公費で助成するという自治体というのは全国の中でも数少ない。まれであると思うんです。したがって、そういうところに補助がないから、耐震診断、耐震相談を受けに来ないという因果関係にあるわけですから、今の耐震診断、耐震設計、場合によっては耐震補強工事についても、自治体は何らかの手当をしなきゃいけないんじゃないか、そのような思いを持っている自治体も多いと思うんです。一部静岡県をはじめとした自治体はそこまで踏み込んでいるところもあります。

それから地震保険については、非常に加入率が低いんですが、これはメリットがないからだと思うんです。保険に入ろうとするに当たっても、保険料は高いし保険金は少ないしメリットが乏しい。したがって、それを魅力あるものに制度設計を変えていくべきだと思います。と同時に、地震保険の加入に当たる保険会社の手数料が非常に魅力がない。したがって、保険会社も火災保険は一生懸命勧めるけれども、地震保険は余り一生懸命やらないということがあるようでありますから、その辺を含めて地震保険については、せっかく制度があるわけですから、現に東京都は25%ぐらい加入率がいつているということですから、制度を変えればもっと進むんじゃないか、そのように思います。基本的には、そういうことで対処すべきではないか、そのように考えます。

したがって、個人住宅の全半壊について、それを再建する経緯について直接的な公的助成ということについては、超党派でそういう方向での議員立法の動きがありますが、自治体側としては、まだそこまでは踏み切れないという状況であります。その場合に、重川さ

んや廣井先生がおっしゃった問題点があると思います。高齢者や失業者等々の、いわゆる弱者について自ら家を建て直しをすることができるだけの資力等がない場合に、それらの人をどうするかということは確かに問題であります。それについては、基本的には多少補助をしても、全部補助をするわけではありませんから、補助についての資金負担の能力がないというケースがほとんどでありましょうし、公営住宅への入居の促進とか、あるいは賃貸住宅への入居についての手当とか様々な方法で、いわゆる居住の確保、住むところがあればいいということで、安定した居住の確保という表現は非常に苦心の策だと思うんですが、そういう方法で対処すると同時に、福祉施策を動員して、対応するということがいいのではないかと、そのように思います。若干、廣井先生と意見が違う面があると思いますが、私はそのように考えます。

**伊藤座長** 市長ありがとうございました。

**香西委員** 前日も申し上げましたが、今の防災計画の中で、被災者支援に関連して、住む家、住む場所まで議論するというのは、どうかと思います。大事なことは、家や財産ではなくて、人の身体や命。孤児になった子供たちや大きなけがをしたのに見てくれる人がいないような人々。こういった人たちを、公的な負担で国なり行政体が面倒をみる必要がある。これが防災の議論でしょう。

冒頭にも申し上げた住宅に関してのことですが、私自身、阪神大震災で家が被害を受けましたし、我が家の周りはその後もまだ空き地のままのところがいっぱいあります。またそこに、新たにアパートが建ったりもしている。何も元の場所に住まなければならないという理由はないのだから、こうしたことは結構なことだと思います。もっと安心して住めるところに行きたい、というのもいい。一番重要なことは、タックスペイヤーがどうしたいのかということ。そういう意味で、今回直していただいた案は、私にはよく理解できません。

タックスペイヤーがみんなで財政的に助け合おうというのなら、助け合うようにしたらいい。そうしたその時々タックスペイヤーが考えるべきこと、そしていろいろケースや状況があり得るであろうことを、我々が今、あらかじめ決めておくというのは、まるで空手形を振り出すようなことです。やめるべきではないでしょうか。

もう一度申し上げますが、今、そこで転んで、あるいは、家の下敷きになっている人をどう助けるか、これが防災計画であり、防災措置であってほしいと、私は思っています。

**伊藤座長** ありがとうございました。ほかに御意見ございますでしょうか。

**澤田委員** すみません。さっき申し上げるべきだったんですが、私は公費をもって支援



するのであるならば、全半壊した建物の再建資金に対して助成をするのではなくて、家が倒れないようにする耐震化工事について公費を助成するということがはるかに社会経済的には意味があると思っています。したがって、もし一步を踏み込んで書くとすれば、そういう方向で書くということがいいのではないかと思います。そのような趣旨は、多分、11ページの真ん中のアンダラインのところに、行政、つまり国、自治体は住宅等の耐震化に対する支援措置を拡充するなどというところに含まれている、あらわれているのかもしれませんが、11ページと17ページで同じように住宅の部分が分かれちゃっているので、どうもその辺が17ページだけ見ると、耐震化についての支援措置を行政で行うということが必ずしも表に出てこない。ちょっともったいないような気がするんです。11ページの表現を17ページまで取り込んで、再建に対しての助成よりは、耐震化についての助成を強化することによって、家が倒れなければ、道路を倒れた家がふさいでしまって救援・救出活動に支障を生ずるといようなことがないわけですから、そのことによって公共性を確保をできるという意味で極めて意味があると思うんです。そういうふうに思います。

それからもう一つ、ちょっと気になったのは、この17ページで「しかし」のところです。「国が責任を持ってその滅失財産の補填を公費で行うことは」云々と書いてありますが、今までの議論で滅失財産の補填という、実質補填になるのかもしれませんが、特に住宅について、滅失財産の補填を公費で行うことは云々ということだったのかどうか。再建築費用について公費助成をすることについては、超党派の立法について地方6団体側でいるんな意見を述べていますけれども、それは滅失財産の補填というような考え方ではないのじゃないかと、そのように思うんですが、若干そういう疑問を持ちますが、いかがなのでしょう。

**伊藤座長** 参事官どうですか。

**中北参事官** 今まで超党派の国会議員の皆様方に御議論いただいていた案がすべて滅失財産の補填のためのものであるというふうに考えているわけでは決してございません。ただ、従来、提案されている案で見ますと、一部には住宅の再建を全然やらない場合でも、とにかくお金は差上げると。金額は住宅再建する場合に比べればやや少ないけれども、お金を差上げるといような案、内容も、どの案にも含まれている感じがございまして、その中には、一部滅失財産の補填という形に理解される内容も入っているであろうというふうに理解をいたしました。ですから、従来のいろいろ議論されている案がすべてこいうものだというふうに考えているわけでは決してございませんで、そういうような滅失財産の補填としか理解できないようなものというものは、その住宅の再建とはちょっと違う

議論なのであろうと。まさに財産の補填というような話になるのかというふうにあって、前回、専門調査会の議論のときに、そういう自助努力で自分でちゃんとやるといったものについては支援というのも考えられるのではないかという先生方の御意見もございましたので、とにかく財産を補填するだけという観点はおかしいという、裏を返せば、前回の専門調査会の御議論がそうであったというふうに理解しております。従来の国会議員の先生方の案との比較でどうこう物を申しているわけでは決してございません。

伊藤座長 市長、この辺は文章を少し再検討しましょう。

澤田委員 そうね。滅失財産の補填等を書きますと、要するに、家の再建築費に対する助成というのと、ちょっと意味がずれるような感じがするんですよね。

伊藤座長 そこをよく頭に入れて、どうぞほかに。

17ページの、またこれを直さなければいけないんですが、この文章を、僕は学校の教師だから学校の教師的にいうと、精神が今までと相当違う報告になっていると思うんです。今までは御上に俺のところ壊れたから何とかしろと、災害対策はそういうのが多かったんですよ。激甚何とかの指定しろとか、崖の急傾斜のところだって、うちはここに先祖代々あったのだから、それが壊れたからもとに直せと。それは言ってみると、日本の慣習型集団主義なんです。それに日本政府は対応していたんですよ。金があったから。だけれども、そうじゃなくて、今や金も余りないし、もっと今国際的に言われていることは、余り言いたくないけれども、自ら努力した者には、社会としてもそれなりのメリット、いろんなサービスをする。自ら努力していない者に対しては、そのサービスの対応の仕方が努力した者に比べればレベルが低いよと。要するに初めて市民に対していい意味での自我を、旧制高校的だけれども、自我の確立を求めているわけですよ。今までは全部抱え込んでやってやるからと。そうするとリスクの問題というのは解けないんですよ。企業が今一番議論しているのは、リスクに対して、自ら覚悟するリスクというのをはっきりしようということをして社会や外国が言っているわけですね。それに対していろいろ闘っているとか、考えている。一般社会も自ら負担すべきリスクというものをきちんと考えるというふうになった。今、犯罪がそうですよ。変な鍵だったらもう付き合いませんと。あんたのところはいい加減な鍵をやっているのだから当然とられちゃう。そういうことでしょう。やはり地震に対してもそういう意味があるんですよ。

そういう点でずっと御発言があったので、地震保険をより魅力あるものにするというのは重要だし、建替えまでいかなくても設計まではきちんとやる。診断と設計ね。これはいろいろ公費で少し面倒をみてやるとか、そういうようなところでリスクについて、自分の

リスクと自分で負えないリスクに対しては保険的概念で社会がリスクを背負うと。それはどうしようもない。それもだめだということで初めて政府が入ってくる。そういう一般ルールをまずつくっておくというのが、何か皆さんの御意見にあったかな。どうぞ。

**廣井委員** この間、事務局の方が御説明にいらしたときにも申し上げたんですけど、地震保険の改善というか、普及促進というのはすごく大事なことだと思うんです。どこか1項設けてもいいぐらい大事なことだと思ひまして、最近は確かに建物年数で料率を変えたり、あるいは建物の耐震性の評価で料率を変えると。そんなことはやっていますよね。こういうことを促進するということと、税金の話になりますけど、例えば保険を必要経費として認めるとか、あの手この手で地震保険の促進というのをやっていく。それが先ほどの自助努力を支えるという話になるわけですから、ぜひそれはどこかに特筆というか、1項設けたらいいんじゃないかと思ひます。

**伊藤座長** どうぞほかの委員の皆様方。

**福岡委員** 違う話題でいいですか。

**伊藤座長** 違う話題で結構です。福岡先生。

**福岡委員** せっかく白熱した議論があるとき違う話題にちょっと。私がかかわった水防災、風水害にかかわることでお話しさせていただいて、7ページの「地域防災計画の実効性の確保」というところがあります。その中で市町村の地域防災計画作成に対する支援というのがございます。ここに書いてあることは、まさにこのとおりなんですけど、実効性の確保の中で、例えば風水害なんかの場合には、警戒とか、避難の指標をどういうふうに位置づけるのかということについて非常に大きな問題であって、風水害のワーキングのときには、実効性の確保の中でそれが大変重要な位置づけになっていたんだと思ひます。どちらかという、これは地震に偏りすぎていまして、風水害の目から見た地域防災計画というのは非常に大事なものですから、この警戒、避難の指標を防災体制の中でどう決めるのか。それは同じように次の3の8ページの災害に関する研究の推進というところがあるんですけど、先ほど廣井先生が言われた「防災対策上のニーズを踏まえ」というところがございます。このところも研究の推進が後ろの、これは構わないんですけど、私が申し上げたいのは、この実効性の確保の中に都道府県や国がと規定して、先ほどの7ページでございますが、「都道府県や国が」となっているんですけど、警戒、避難の指標化に向けては研究機関とか、ニーズを踏まえながら防災研究をやるという、この辺にかなり焦点を絞ってやっていくことが大変な重要な時期にあるのではないかと私は感じていますし、具体的な風水害とか、土砂災害になると、まさにそのところを地域の市長さんがどう判断するの

かというときに、我々は手を貸してあげるべきところにもう来ているんだということを、どこかで出てくるようにしていただければ非常に元気が出るというか、研究が生き生きとしてくるといふか、そういったことになるのではないかと思いますので、御検討をお願いしたいと思います。

**伊藤座長** ありがとうございます。極めて大事なところですね。風水害と市町村というのは密接にかかわりますよね。そこは大学や研究機関が地元に対して一番貢献できる分野ですよね。先生のお話、僕もよくわかります。ありがとうございます。どうぞ。

**廣井委員** 別な話題でよろしいですか。

**伊藤座長** いいですよ。

**廣井委員** 8ページなんですけど、「防災情報システムの整備の促進」とありますが、ここに書かれていることは、それぞれ大変重要なことだと思います。防災とか危機管理というときに、政府とか自治体、あるいは防災機関のトップが、トップかトップに近い人たちがどこにいても必ず情報通信ができる。そういう重要通信の確保というのでしょうか、これは大変重要だと思うんです。重要通信を確保する仕組みをつくるということが大変重要だと思いますが、郵政さんからこの間資料をもらいましたら、アメリカはもうできている。GETSというのがありまして、これは特定の番号を回して、これは全国共通コードをまず回して、それから個人コードを回して、それから相手の番号を回すと、どこにいても必ず通じる。資料を見ると99.9%通じると書いてあるわけです。これはアメリカも2001年に実用化が済んでいる。それからWPSという仕組み、これは今のゲッツは有線電話ですけども、固定電話ですが、WPSは携帯電話版ですよね。これはまだ開発中だということなのですが、やはり今後のことを考えると、防災だけではなくて、危機管理全般にも通じると思うんですが、そういう重要通信を必ず確保できるような仕組みをつくるということは大変重要ではないかというふうに思いますので、もらった資料もありますが、ぜひこの部分に書き込むことが大事ではないかというふうに思います。

**伊藤座長** はい、どうぞ。

**菊地委員** 前の話題に戻るんですけども、自宅の耐震化ということに関して今のところ、個人の財産の保護といった観点からとらえられていますが、先ほどどなたかから出ましたように、二次災害を防ぐとか、道路の確保に役に立つとか、そういう公共的な意味をもつという点で重要であると思います。耐震化に対する公的補助の根拠として、そういった観点をぜひ入れていただきたいと思います。

**伊藤座長** これ、参事官入れましょう。今、市長もおっしゃっていましたよね。神戸で

よくあった話です。要するに、ちゃんと耐震的な手当をしておけば、6メートル道路に建物が半壊でこんなにならない。随分二次災害が軽減されるところがありましたね。どうぞお願いします。

石原委員 先ほどの福岡委員のお話とも似たようなところがあるんですが、地震のことが主になっておって、物が言いにくかったわけですが……。

伊藤座長 どうぞどうぞ。まだあります。

石原委員 香西委員のおっしゃったことも関係するんですが、例えば7ページの3のところ、計画的な減災施設の実施というようなことで考えますと、これは洪水でもそうですし、土砂災害でも、これは歴然と危ないところというのがあるわけですね。そういうところに住まない、あるいは、そこからの移転を促進するというようなことにならないと、言い方が悪いですが、公共工事で川を広げるか、土手を上げるとかというようなことがいつまでも続くわけにいかないのではないだろうかというふうに、今、火山でもそうですね。雲仙・普賢岳でも、あそこは水無川は繰り返しやられているわけです。かつて本当は人の住まないところだった。そこを人間が住んでしまう。そういうところがあちらこちらありますので、もうそろそろ、ハザードマップとかと関係しますけれども、危険区域を明示して、そこから離れて安全な場所に住まいを移転するというようなことが、例えば7ページの3のところには何か盛り込めないかと、そういうことをそろそろはっきり明示すべきではないかと、そういうふうに思います。

伊藤座長 今から37年前、昭和40年ごろ、僕、まだ若かったとき、あのときの東京都知事は革新系で、江東防災というのをやろうというので、防災6拠点構想というのをつくって、拠点をつくって1か所に五、六千億円かけて、6か所で何兆とかすごい話だったんです。頭を冷やして考えれば、そんな金をかけるより、中に住んでいる人間が約60万ですから、ゆっくりと毎年1万人ずつでも外側へ出して行って、1割減らせば延焼しないんですよ。その間に不燃化もありますからね。だから、そういうソフトな話を昭和40年にやったんだけど、当時は田中角栄の時代でしたからね。一笑のもとに無視されて、今ごろになって、あの論文はよかったとかといって、でも、先生が言ったことのもすごく大事だと思うんです。

廣井委員 その点でよろしいですか。

伊藤座長 はい、どうぞ。

廣井委員 それは大変大事なことでして、危険な地域から移転を促進する場合に、実際災害が起こったという場合は集団移転のいろんな措置がとられますけれども、過去にもあ

るけれども、潜在的危険性があるというところに関してはなかなか難しいんです。今、有珠山が悩んでいるんですけれども、あそこも周期的に噴火しますから、今度こそ新しい防災まちづくりをしたいということで、ゾーン分けをして比較的危険な地域は移転を促進すると。ところが、促進はしたいのだけれども、それを支える制度が余り整備されていない。例えば土砂災害防止法でいこうとしても、危険の可能性はあるわけですがけれども、明らかに危険ではありませんから土砂災害防止法の特別警戒区域には適用されない。それから活火山法も、聞くところによると起債の仕組みがないということで、危険な地域から移転を促進するというのは大事ですけれども、そのための法制度の整備とか、あるいは促進を可能にするような制度的な仕組みとか、そういうものも一緒にないとちょっと困ると思うので、もし危険な地域からの移転ということを書く場合には、制度面の整備とか、それも書いていただければと思います。

伊藤座長 わかりました。いろいろ使える今までの制度があるんです。直接にこれじゃないです。関連してね。どうぞ大臣。

村井防災担当大臣 実は冒頭私、ごあいさつで申し上げましたように、最後の回というような位置づけをお願いをしておいたんですが、今、御議論を拝聴しておりまして、今日これと御一任というようなこととおまとめいただくのがどうかというような気持ちがちょっといたしてまいりまして、途中で恐縮でございますけれども、それぞれお忙しい方々ばかりでいらっしゃいますので、いろんな困難があるかと存じますが、いかがでございましょうか、もしもう一回御議論いただくようなことでもお願いできましたらと思います。大変申しわけございません。きょう拝聴しておりまして、これは大変だなと思いながら、原案についての御評価もちょうだいしながら、一方でいろいろな御議論が確かにございますので、すみません。

伊藤座長 大臣ありがとうございます。大臣の御下命でしたら、やらざるを得ませんか。香西委員もやってもいいですよ。市長どうですか。廣井先生いいでしょう。

廣井委員 結構です。

伊藤座長 よろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

伊藤座長 それでは、大臣、日取りを設定して。今日休んでいる連中も、もう一回というとびっくりして出てきますから。でも、今日は、今までのとは全然違う問題が出てきているんですよ。これはやっぱり前回、大臣が検討するなんていうことはやめろとおっしゃったでしょう。あれからすぐ気がつきまして、こうなってきた。本当に基本的な問題で新

しい21世紀型の対策をしなければいけないですね。地震保険というのは大事ですよ。もっと魅力あるものにしたら、ぱっと食いつくと思いますよ。

村井防災担当大臣 ちょっとよろしゅうございますか。その幾つかをまた御教示いただければというような意味で、かえって議論を拡散させるかもしれませんが。

地震保険につきまして、どうしても考えなければならないことは、やはり最後のところ国が背負う形になっている保険でございます、そういう意味で若干特殊性がある。それで、あくまで保険会社、損保会社の立場というのは、ノーロス、ノープロフィットの世界だということにはなっているんですが、見る人によりますと、事務手数料と称してとっている部分が余りに大きいのではないかというような批判もございます。率直に申しまして、私も多少この問題は関心を持って過去見てきた一人でありますけれども、実態がよくわからない。これが1つ。

それで、さらに推進普及を図ります手段ということになりますと、恐らく保険料控除というような発想が出てくるんだと思いますが、現在の生命保険料控除さえ、何といいましょうか、税の世界の議論からいたしますと、様々な諸控除をもうちょっとすっきりさせていったらどうだというような議論の方が恐らく大きな流れなのではなからうか。実際問題として、何で生命保険だけ5万円の控除なのか、損害保険が何で3,000円なり1万円の控除なのかあたりのところは、どちらかということ、ああいった控除を全部やめてしまえと。流れとしましては、そういう議論の方がかえって強いんですね。これが1つ問題。

それから、先ほど廣井先生の御議論でお話の中に出ました仮設住宅を選ぶか、それとも自ら建てることを選ぶかというようなお話がございましたけれども、私は避難施設から直接住宅を建ててというようなシナリオといいましょうか、そういう展開というのがどうもイメージし難うございまして、たしかに300万円かけて建てて、400万円かけて撤去するというおしかりはありまじょうが、やはり今の行政の立場からしますと、テンポラリーに、行くところがないという方に対して、ある程度の設備をせざるを得ないというのがいざとなったときの実態ではなからうか。その辺のところを、政治にかかわる人間として、そういうシナリオがあるのかなという、率直に言いまして、よくわからない点ございます。

それから3つ目でございます。災害保護という言葉につきまして、石原先生からのお尋ねがあり、廣井先生からのお答えがございました。その中で生活保護の若干弾力的な運用というような具体的なお話がございましたけれども、私どももまだ十分議論をしきっていないのでございますけれども、生活保護というのは、それなりのエスタブリッシュされた世界があるようございまして、そこへ災害ということどこまで特例的なことを切り込

んでいけるのか。もう一つ私どももきれいに切れなくて困っている。いろいろお知恵をちょうだいできればありがたいというような感じがいたします。拡散しまして、申しわけないのでございますけれども。

**廣井委員** ひとつよろしいでしょうか。2番目のお話ですけど、避難所から直接恒久住宅へという話ですが、国情が違うから違うのかもしれませんが、私、フィリピンのピナツボの噴火の調査に行きまして、あそこはまさに避難所から恒久住宅へ住むんですね。仮設住宅段階というのがないんです。こういう発想もあるのかなと思いましたので、そういうのが、それは確かに避難所生活は長引きますね。仮設住宅から直接恒久宅と長引きますが、国の経費、さっきも申し上げましたが、300万プラス400万、2年間で撤去というのが非効率的じゃないかと思うんです。それで、私が言ったのは、必ず避難所から恒久住宅ではなくて、オプションがあってもよろしいのではないだろうか。そういう話です。

**伊藤座長** ありがとうございます。今日の話は、参事官、結局、僕と2人でやらなければいけないんだけど、防災基本計画に関する21世紀的課題なんですよ。どちらかというと今日のまとめは、阪神・淡路の大震災を踏まえ、そして来るべき恐ろしい東南海とか、そういうことを踏まえた防災体制の強化なんだけれども、もう一つ今日の議論で20世紀的防災体制強化についての議論をしているうちに、21世紀的な話題へ入ってきたわけですね。ですから、これはもう一回のときは全部無理してこの文章の中に入れるのではなくて、「今後、一生懸命検討」という言葉はだめですよ、「今後、絶対議論してまとめるべき課題」とかというので、3つとか5つとか、7つは多すぎるから5つ止まりで整理をしていくというふうにして、それが防災基本計画専門調査会の仕事ではないか。それで出したものについては、個別具体的に中央防災会議、高橋統括官のところでは専門委員会をつくって、こういうやり方かなと思っているんですが、そんなので、もう一回の素材を大臣の前で御披露するというところでよろしゅうございますでしょうか。

**高橋政策統括官** 先ほどいろんな話の中で出ました具体の制度について、例えば補助制度とかそういうお話が出ましたが、これは我々行政の担当する立場からのお願いでございますが、個々の制度は、我々だけではなくて政府全体でいろんなところが専門的にやっております。ですから、専門調査会の御提言としては方向を出していただいて、それが補助になるのか、補完の手法なのか、それはまたそれぞれの専門家とよく詰めていく話でございますので、その辺の表現の幅は持たせていただければありがたいと思いますが。

**伊藤座長** あんまりそういうことに関係なくどんどん言えばいいんでしょう。

それでは、どうもありがとうございました。もう一回ぜひ、大臣が御出席のところでは



論させていただきます。どうも失礼しました。

中北参事官 ありがとうございます。次回の期日はできるだけ早いうちに、整理が先でございますが、その上でできるだけ早い期日にやらせていただきたいと思いますので、また御相談させていただきます。ありがとうございます。